電波法の一部改正案について(電波法及び放送法の一部を改正する法律案)

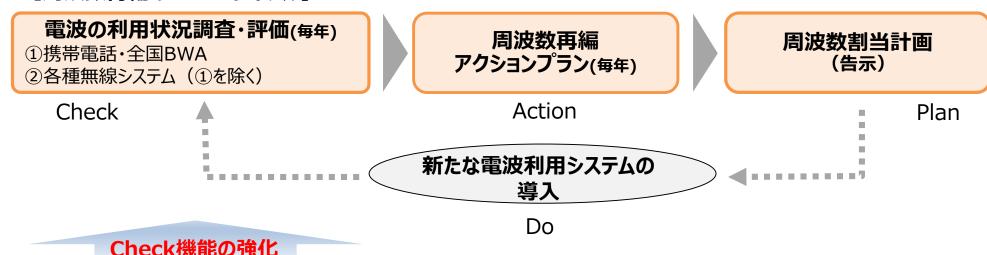
令和4年4月

- (1) 電波監理審議会の機能強化
- (2) 携帯電話等の周波数の再割当制度の創設
- (3) その他特定基地局の開設指針の制定に関する制度 の整備
- (4)電波利用料制度の見直し

(1) 電波監理審議会の機能強化

- **電波の有効利用の程度の評価** (有効利用評価) について、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される電波監理審議会が行うものとする。
- 電波監理審議会が総務大臣に対し**有効利用評価に関し必要な勧告をすることを可能**とするとともに、総務大臣が 勧告に基づき講じた施策について**電波監理審議会への報告を義務付ける**。

【周波数再編のPDCAサイクル】



【電波監理審議会の機能強化】

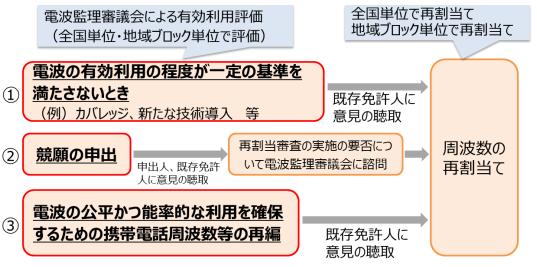
- ○有効利用評価の方針の制定
- ○有効利用評価のための免許人等に対する自律的なヒアリング
- ○有効利用評価の実施・勧告(周波数再編・再割当て)
- →新たな部会の設置、特別委員の追加

電波の利用ニーズが 高い帯域での 周波数再編、再割当てを加速

(2) ①携帯電話等の周波数の再割当制度

- 携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に**再割当て**ができるようにする。
 - ▶ 電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき
 - ▶ 競願の申出※を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき
 - 電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、携帯電話周波数等の再編が必要と認めるとき

※ 競願の申出ができる制度を新設



※ 排他的に免許申請できる期間を「5年」から「10年」に延長する。

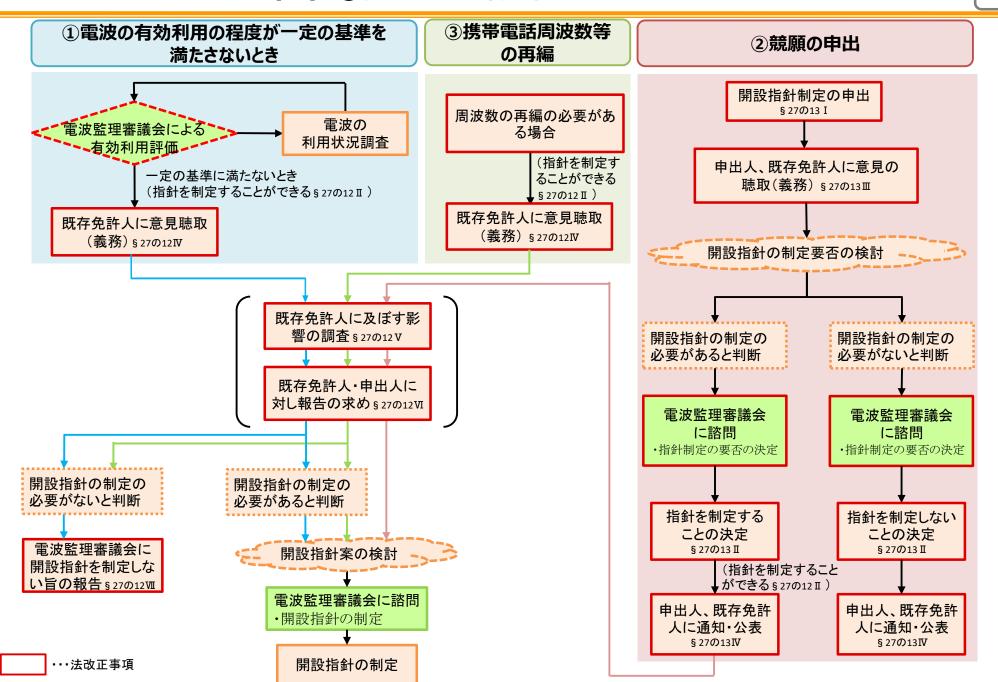
(参考) 携帯電話等の周波数の割当状況 (今和4年4月時点) 単位: MHz

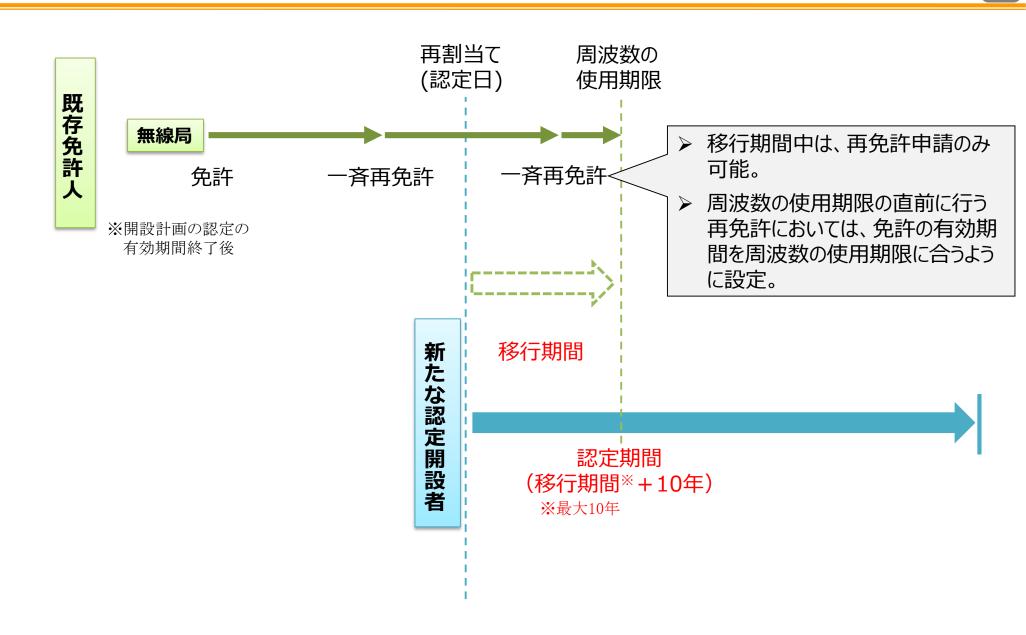
	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2 GHz帯	2.5 GHz帯	3.4 GHz帯	3.5 GHz帯	3.7GHz帯 4.5GHz帯		合計
döcomo	20	30	_	30	40 東名阪のみ	40	_	40	40	200	400	840
au	20	30	_	20	40	40	_	_	40	200	400	790
Communications	_	_	_	_	_	_	50	_	_	_	_	50
SoftBank	20	_	30	20	30	40	_	40	40	100	400	720
WIRELESS CITY PLANNING	_	_	_	_	_	_	30	_	_	_	_	30
Rakuten Mobile	_	_	_	_	80 (40MHzは 東名阪以外)	_	_	_	_	100	400	580
合計	60	60	30	70	190	120	80	80	120	600	1,600	3,010

開設計画の認定に基づいて割り当てられた周波数(認定期間終了)

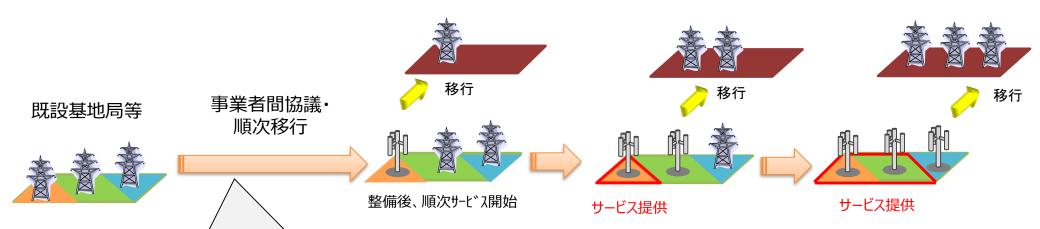
開設計画の認定に基づいて割り当てられた周波数 (認定期間中)

(2)②再割当てに係る開設指針制定の流れ





- **周波数の再割当てを行う場合において**、周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、**既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用を可能とする**。
- 事業者間の終了促進措置の協議が調わない場合、**電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁の申請を可能と** する。



協議が調わない場合、**電気通信紛争 処理委員会においてあっせん・仲裁**を 申請できる仕組み。

- 新たな事業者が既設基地局等を順次移行させながら、新たな基地局を整備し、 順次サービスを開始
- 新たな事業者が移行費用を負担することにより移行終了までに必要な期間を短縮

① 特定基地局の開設に係る責務

■ 携帯電話等の周波数を使用する特定基地局の認定開設 者は、**認定計画に記載した設置場所以外の場所にも、特 定基地局の開設に努めなければならない**こととする。

【特定基地局の開設に係る責務のイメージ】

特定基地局の開設が可能なエリアのうち、事業採算性等の観点から 開設計画に記載されない場所も生じ、当該場所で特定基地局が開 設されないと当該場所での電波は死蔵される。



特定基地局の開設が可能なエリアの範囲内で、割当てを受けた携帯電話等事業者に対する認定計画に記載した設置場所以外での特定基地局の開設に係る責務の規定を整備する。



② 電波の公平な利用の確保に関する事項の開設指針の記載事項への追加

■ 携帯電話等の周波数の割当てに当たって、開設指針の記載事項として、例えば、事業者ごとの割当て済みの周波数の幅等を勘案して、事業者ごとに申請可能な周波数の幅の上限に関する事項など電波の公平な利用に関する事項を追加する。

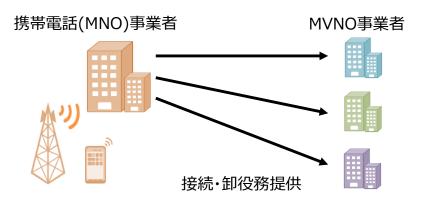
【電波の公平な利用に関する事項例】

○ 事業者ごとに申請可能な周波数の幅の上限に関する事項

(例)

• A社:○MHz幅 • B社:△MHz幅

○ 接続・卸役務提供の促進に関する事項



など

(4) ① 電波利用料制度の見直し

- 今後3年間(今和4年度~令和6年度)の電波利用共益事務の総費用や無線局の開設状況の見込み等を勘案した電 波利用料の料額の改定を行う。
- 電波利用料の使途について、Beyond 5G(いわゆる6G)の実現等に向けた研究開発のための補助金の交付を可能 とする。

電波利用料制度は、電波法の規定により、少なくとも3年ごと※に検討を加え、必要があると認めるときは当該検 討の結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

※現在の電波利用料額は、令和元年度に施行されている。令和4年度が前回の見直しから3年目に当たる。

く使途の見直し>

電波利用共益事務に関する事項(法第103条の2第4項第3号) に「研究開発のための補助金の交付」を追加。

- 注1 使途については、現行の研究開発(総務大臣が主体となって 直接実施するもの)に新たな実施手段(補助金の交付)を追加。
- 注2 電波利用共益事務の総費用(電波利用料の総額)について は、現在の規模(750億円)を維持。

Beyond 5G (6G) 2030年頃~ 自律性 拡張性 ゼロタッチで機器 機器の相互連携による が自律的に連携 あらゆる場所での通信 超低消費 超安全・ 電力 信頼性 現在の 価値の創造 1/100の 5Gの更なる 超多数同 超高速・ 超低遅延 時接続 大容量 • 5Gの1/10 5Gの10倍の の遅延 接続数 現在の100倍

主な使途

- ・ 電波監視の実施
- ・総合無線局監理システムの 構築・運用
- ・電波資源拡大のための 研究開発等
- ・ 雷波の安全性調査
- 携帯電話等エリア整備事業

など

電波の適正な 利用の確保 主な免許人 (電波利用共益事務) •携帯電話等事業者 •放送事業者 ·衛星通信事業者 ・アマチュア無線 電波利用料の支払 (免許人による費用負担)

<料額の改定>

令和4年度~令和6年度に見込まれる電波利用共益事務の 総費用や無線局の開設状況の見込み等を勘案し、料額(法別表) を改定。

注 算定方法に関しては、前回(令和元年改正時)の枠組みを維持。

赤字は改正案

【携帯電話】

無線局単位+電波帯域により徴収

<無線局単位により徴収される電波利用料>

·携帯電話端末 **150円**(現行170円) / 局

200円(現行200円) / 局 ·基地局

<電波帯域により徴収される電波利用料>

・電波帯域(470MHz~3.6GHz)1MHz当たり約3,286万円※

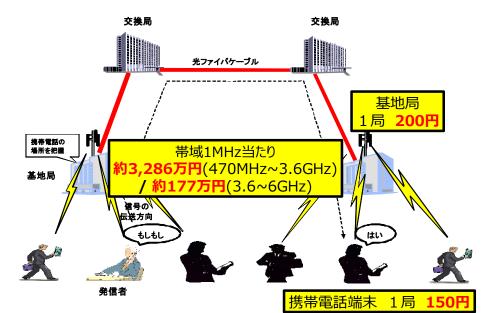
(現行約3,264万円)

·電波帯域(3.6~6GHz)1MHz当たり

約177万円※

(現行約148万円)

※専用帯域の料額。共用帯域の料額は上記の半額。



【地上デジタルテレビ】

無線局単位により徴収

<無線局単位により徴収される電波利用料>

・大規模局(東京) **約6.0億円**(現行約5.7億円) / 局

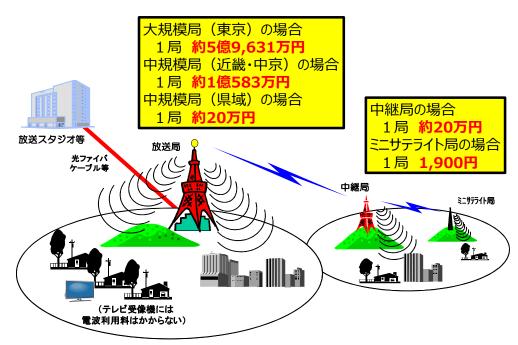
·中規模局(近畿·中京) 約1.1億円(現行約1.0億円) / 局

·中規模局(県域)

約20万円(現行約19万円) / 局 1,900円~約20万円/局

•中継局

(現行1,800円~約19万円)



(参考) 携帯電話事業者等への周波数割当て

- 携帯電話の基地局など、同一の者が相当数開設する必要がある無線局については、「特定基地局」と位置付け、 総務大臣がその開設に関する指針(開設指針)を定める。
- 特定基地局を開設しようとする者は、開設計画(基地局の整備計画)を作成し審査を申請。総務大臣の認定を受けた者は認定の有効期間中、排他的に免許申請が可能となる。

ゕ

